

## 2019年10月からの国の「特定処遇改善加算」の適用について

特定非営利活動法人こどもの地域生活サポーターこぴあ

表記の加算の施行に対し、当法人は、下記の通り支給します。

以下の1～3の全てを満たす常勤職員に対し、年間の特定処遇改善加算総額の見込みを、対象者で頭割りした金額を「特定加算手当」として期末時に支給。

- 1、法人の運営する事業、または障害児関連の他職場（特別支援学校、障害児入所または通所施設、居宅介護）で10年以上の実務経験がある。
- 2、表記加算に示される資格（介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理士、保育士、児童発達支援管理責任者研修修了等専門的な知識を求められているもので、国が認めたもの）を有する。
- 3、児童発達支援管理責任者またはサービス提供責任者、児童指導員として従事している。